独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社堀場製作所		コード	6856
提出日	2020/3/4	異動（予定）日	2020/3/28	
独立役員届出書の提出理由	2020年3月28日開催の第82回定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	杉田　正博	社外取締役	○													○		有
2	東伏見　慈晃	社外取締役	○													○		有
3	竹内　佐和子	社外取締役	○										○					有
4	山田　啓二	社外監査役	○										○				新任	有
5	田邉　智子	社外監査役	○										○				新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		（社外取締役選任の理由） 杉田 正博氏には、豊富な国際金融経済の経験や他社の取締役としての見識等を当社の経営に活かしていただいているため。 （独立役員指定の理由） 当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
2		（社外取締役選任の理由） 東伏見 慈晃氏には、宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等を経営にいかしていただいているため。 （独立役員指定の理由） 当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
3	竹内 佐和子氏が客員教授を務める山形大学と当社との間には、研究開発に関する取引関係がありますが、当社グループと同大学との取引額は同大学の直近会計年度における収益に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。	（社外取締役選任の理由） 竹内 佐和子氏には、工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験を当社の経営にいかしていただいているため。 （独立役員指定の理由） 当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
4	山田 啓二氏が学長補佐、法学部法政策学科教授を務める京都産業大学と当社との間には、研究開発等に関する取引関係がありますが、当社グループと同大学との取引額は同大学の直近会計年度における事業活動収入に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。	（社外監査役選任の理由） 山田 啓二氏には、地方行政における豊富な経験や経歴を通じて培われた幅広い見識を当社経営に活かしていただくため。 （独立役員指定の理由） 当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。
5	田邉 智子氏が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社との間には、健康診断等に関する取引関係がありますが、当社グループと同社との取引額は同社の直近会計年度における売上高に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。	（社外監査役選任の理由） 田邉 智子氏には、医師としての医療における高度な専門知識や知見及び企業の経営に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくため。 （独立役員指定の理由） 当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため。

４．補足説明

当社は、2015年11月20日の取締役会において「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております［当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/）］。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。